

直學五五号

昭和二十四年五月三十一日

松本医科大学  
新州大学



文部省學校教育局長 日高 第四部

新州大學創立事務責任者 股

新制國立大學設置について

昭和二十三年七月三十日附をもつて申請の學校教育法による信州大學設置のことは、大學設置委員會において審査中であつたが、今般次のように答申があつたからこの段命により通知する。ついでには本文に示された條件の實施については本省でも留意するところであるが万遺漏のないようにお取り計い願いたい。

記

一、位 置

松本市大字桐一〇九

二、學部學科

文理學部（人文科學科、自然科學科、社會科學科）  
工學部（機械工學科、電氣工學科、通信工學科、土木

工學科）

教育學部（四年課程、二年課程）

農學部（農學科、林學科）

纖維學部（養蠶學科、纖維學科、紡織學科、製糸學科）

醫學部

第一學年

昭和二十四年度

三、開設學年

四、開設時期

五、設置條件

（一）校舍特に農學部の校舍を拡充整備すること。

（二）実験室を整備し、標本、機械、器具数を計画通り充實すること。

（三）圖書を計画通り充實すること。特に専門圖書を充實すること。

（四）教員は學年の進行に伴い充實すること。特に文理學部及び教育學

部の自然科學關係の教員特に數學担当のものを充實すること。

（五）以上の事項については、その實施につき報告を徴し、又必要ある

場合は、大學設置委員會として実地視察を行うことがある。なお、

教員組織については、その充實に至るまでは大學設置委員會に協

議しなければならぬ。

松本医科大学  
24.6.20  
第1号  
受付